

北海道科学大学障がい学生支援基本指針

2020年4月1日

1 基本理念

北海道科学大学（北海道科学大学大学院及び北海道科学大学短期大学部を含み、以下これらを「本学」という）は、2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づいた「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に則り、また、知的好奇心と学習意欲を持つすべての人を対象に「地域の発展・成長に貢献する人材」そして、「科学的思考によって専門職としての役割を主体的に果たせる人材」を育成するという地域の社会的使命に基づき、北海道科学大学障がい学生支援基本指針（以下「本基本指針」という）を策定します。

本学は、本基本指針に基づき、教職員及び学生が意欲と情熱を持って障がいなどのある学生の修学支援を推進するとともに、障がいなどの有無にかかわらず、すべての学生が本学における教育研究その他の活動に参加できるよう、個別に検討し、必要に応じた適切な支援を行うことで、より高い目標に挑戦できる教育環境を目指します。

2 基本方針

修学機会の確保

障がいなどを理由として、教育活動もしくは各種サービスの提供を制限することのないよう、可能な限りの支援を行い、修学機会の確保に努めます。

修学環境の整備

障がいなどのある学生が安全かつ円滑に学生生活が送れるよう、キャンパスのバリアフリー化に配慮し、教育環境の整備に努めます。

支援体制

学内の関係部署及び学外の障がい者支援の専門家と連携を緊密にし、障がいなどのある学生への多様かつ個別性が高い支援活動が円滑に進むよう、全学的な支援の確立を図ります。

決定過程

学生本人または保護者からの支援要請に基づき、本学の当該部署と相互理解を深めつつ、学生の困難の解決に向けた対話と合意の上で支援内容を決定します。また、必要に応じ、支援の改善を検討していきます。

障がいへの理解促進

学生及び教職員がより適切な障がい者支援が行えるよう、研修会やパンフレット等を通して、障がいへの理解の促進に努めます。